

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第117号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第4条総務部の款中「総務部」を「総務部」に改め、同款庶務課の項中「庶務課」を「庶務課」に改め、同款企画課の項中「企画課」を「企画課」に改め、同款施設課の項中「施設課」を「施設課」に改め、同款人事課の項中「人事課」を「人事課」に改め、同条予防部の款中「予防部」を「予防部」に改め、同条安全救急部の款救急課の項中「救急課」を「救急課」に改め、同項第3号を削り、同条警防部の款中「警防部」を「警防部」に改め、同款調査課の項中「調査課」を「調査課」に改め、同款指令課の項中「指令課」を「指令課」に改め、同款装備課の項中「装備課」を「装備課」に改め、同条消防学校の款中「消防学校」を「消防学校」に改め、同款教養課の項中「教養課」を「教養課」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 救急教育訓練センターに関すること。

第4条消防学校の款研究課の項中「研究課」を「研究課」に改める。

第5条第3項の表総務部の項中「厚生係長」を削り、同表安全救急部の項中「救急教育係長」を削り、同表消防学校の項中「教養指導係長」を「教養指導係長 救急教育係長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)